

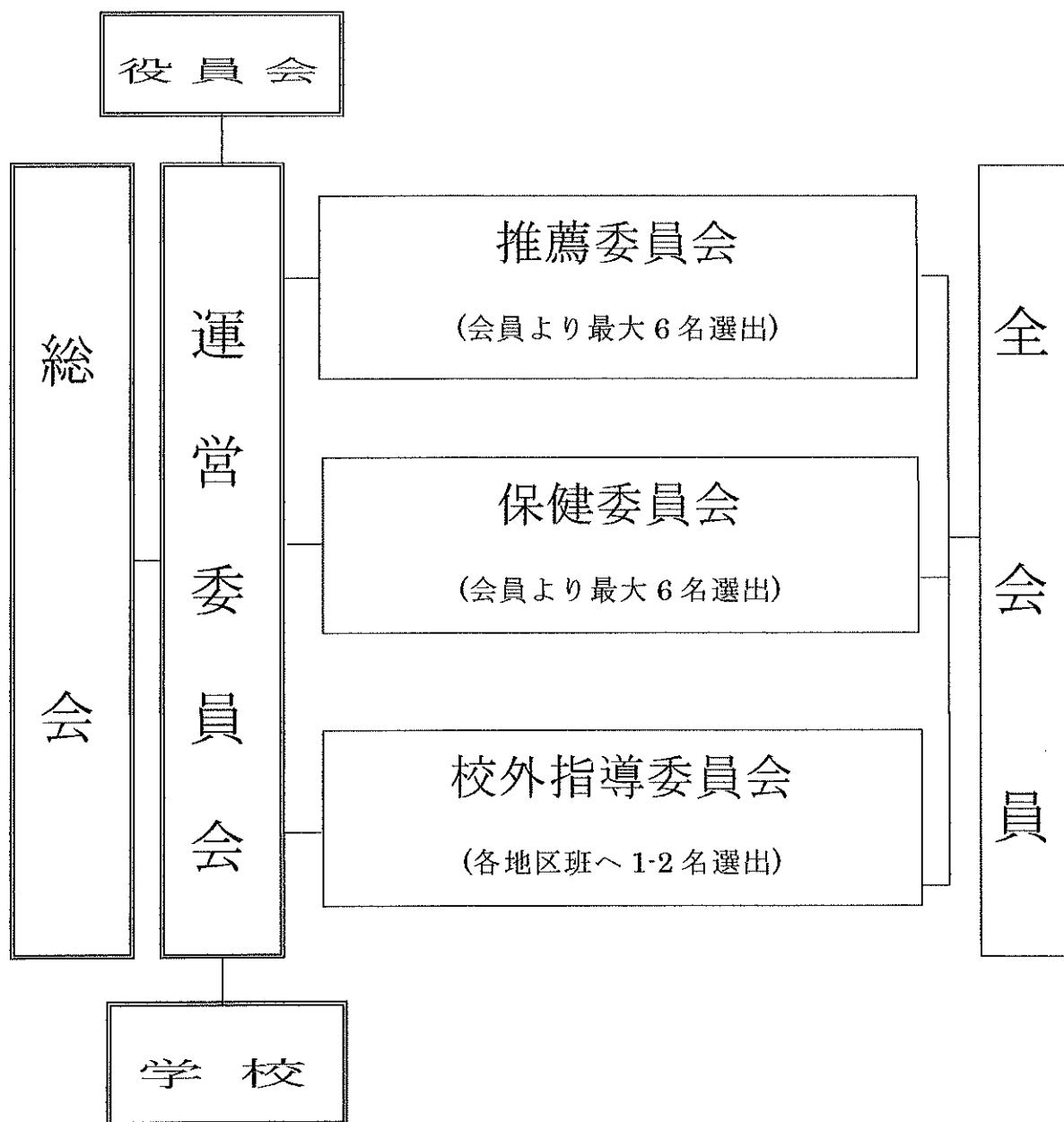
横浜市立

東俣野小学校 P T A 規約

令和 6 年 4 月 1 日 版

保存版

【東俣野小学校 P T A 組織図】



横浜市立東俣野小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、横浜市立東俣野小学校 P T A と称し、事務所を東俣野小学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、父母と教職員が協力して、学校、家庭、地域社会における児童の幸福な成長を図る事を願って、相互の交流と理解を深めながら、お互いに学び実践する事を目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会は、前章の目的を達成する為、次の方針を設定する。

1. 児童、青少年の教育ならびに福祉の為に活動する。
他の社会的団体および機関と協力する。
2. 非営利的、非宗教的、非政党的であって、他のいかなる団体の支配統制、干渉を受けない。
3. この会、またはこの会の役員の名で、いかなる政治、宗教活動も行わない。
4. 学校及び教育委員会、その他関係当局と教育問題について討論し、意見を具申し、参考資料を提供することもあるが、学校の管理や教員の人事には干渉しない。

第 4 章 活 動

第 4 条 この会は、前章の目的及び方針に従って次の活動をする。

1. 会員の教育に対する理解を深め教養をたかめる。
2. 児童の生活環境をよくする。
3. その他、本会の目的達成に必要な活動をする。

第 5 章 会 員

第 5 条

1. 東俣野小学校在籍児童の父、母又はこれにかわる保護者及び本校に勤務する教職員は、加入手続き（注1）を経て会員となる。

※注1 新しく当校に児童が在籍（教職員は在職）する場合、所定の用紙に必要事項を記入し、会長に届け出る。

2. 児童が、卒業もしくは転校した時、これに係わる保護者、教職員において本校より転勤及び退職した時は脱会となる。

第 6 章 会 計

第 6 条 この会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもって当てる。

1. 会費は、会員 月額 330円 とする。
2. 予算は、総会の承認を得るものとする。

第 7 条 決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

第 8 条 会計年度は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

第 7 章 役 員

第 9 条 この会に、次の役員を置く。

会長	1名	(父母)
副会長	2名	(父母)
書記	3名	(父母 2、教職員 1)
会計	3名	(父母 2、教職員 1)

第 10 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、総会及び運営委員会の議事を記録し、この会の庶務を行う。また、会の運営や活動状況を会員に知らせる。
4. 会計は、この会の全ての出納をつかさどり、会計監査を経て定期総会で決算報告をする。
5. 戸塚PTA連絡協議会の担当校になる年度のみ専任者を選出する事ができます。その選出にあたるのは、本部役員とします。

第 11 条 役員の任期は1年以上とし、再任は妨げない

第 8 章 会計監査委員

第12条 この会の会計を監査する為 2名（父母）の会計監査委員を置き、その任期は1年とし、再任は妨げない。

第 9 章 推薦委員会

第13条 推薦委員会は、役員及び会計監査委員候補者を推薦し決定する。
ただし、推薦委員の中から役員及び会計監査委員候補者を選出することはできない。

第14条 推荐委員会は、役員会より1名、教職員より2名、会員より最大6名選出される。

第15条 推荐委員会の任務は、次の通りとする。

1. 推荐委員の中より正副委員長を選出する。
2. 推荐委員会は、役員、会計監査候補者の推薦を会員に募る。

第10章 総 会

第16条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とがある。
2. 総会に会員が出席できない場合、会員となる有資格者の代理を認める。

第17条 定期総会には、年度始め総会と年度末総会があり、会長が召集し開催する。

・年度始め総会

- (1) 前年度事業・決算報告及び承認。
- (2) 本年度活動方針・事業計画及び予算審議と承認。
- (3) その他の重要事項。

・年度末総会

- (1) 次年度役員・会計監査委員の選出と承認。
- (2) その他の重要事項。

ただし、総会開催形態は紙面総会をもって代えることができる。

第18条 臨時総会は、次の場合に開催する。

1. 運営委員会が必要と認めた時。
2. 会員の三分の一以上の開催要求があった時。

第19条 総会は、会員の二分の一以上の出席（委任状も含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。
ただし、紙面総会においては三分の二以上の承認をもって決議とする。

第11章 運営委員会

第20条 運営委員会は、以下の者で構成される。

- (1)役員
- (2)常置委員の代表者若干名
- (3)正副校長
- (4)運営委員会が認めたもの

第21条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

1. 総会に提出する議案を作成する。
2. 委員会で立案された事業計画を審議検討する。

第22条 運営委員会は緊急事項について、総会を開催する余裕のない時は、会の態度方針を決める事ができる。
ただし、次の総会において承認を得なければならない。

第12章 常置委員会

第23条 この会に次の常置委員会を置く、ただし、役職は各委員会で必要に応じて決める。

第24条 学年委員会

1. 学年委員は、令和6年3月末をもって解散とする。

第25条 成人教育委員会

1. 成人教育委員は、令和5年3月末をもって解散とする。

第26条 保健委員会

1. 保健委員は、会員より最大6名 選出される。
2. 保健委員会は、児童及び会員の健康と福祉の向上に努める。

第27条 校外指導委員会

1. 校外指導委員は、各地区班へ1・2名選出される。

2. 校外指導委員会は、児童の校外生活の指導・安全対策等環境の改善に努める。

第13章 細則

第28条 この会の運営に関し、必要な細則は、運営委員会の決議を経て決める。

第29条 運営委員会は、細則を制定又は改正した場合は、次期総会に報告する。

第14章 改正

第30条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

※ 平成 元年 6月 1日	規約一部改正
※ 平成 2年 3月 8日	規約一部改正
※ 平成 4年 4月 27日	規約一部改正
※ 平成 7年 4月 17日	規約一部改正
※ 平成 11年 1月 16日	規約一部改正
※ 平成 13年 12月 4日	規約一部改正
※ 平成 16年 4月 28日	規約一部改正 (第15・17・20条)
※ 平成 17年 3月 3日	規約一部改正 (第19条)
※ 平成 25年 3月 3日	規約一部改正 (第7章第10条)
※ 平成 30年 12月 20日	規約一部改正 (第6章第6条)
※ 令和 2年 2月 18日	規約一部改正 (第10章第17条)
※ 令和 5年 3月 31日	規約一部改正 (組織図、第14・24・25・26・27条)
※ 令和 6年 3月 31日	規約一部改正 (第12章第24条)

東俣野小学校 P T A 慶弔費規定

- 第 1 条 この規定は、東俣野小学校 P T A の慶弔金に関する事項を定めたものである。
- 第 2 条 本会の教職員の結婚については、祝電を打つ。
- 第 3 条 本会の弔慰金は次の通りとする。
1. 本会会員死亡のとき、5,000 円と花環。
 2. 本校児童死亡のとき、5,000 円と花環。
 3. その他、会長が必要と認めたとき。
- 第 4 条 本会の教職員が転退職の場合の餞別は、一律 3,000 円とする。
- 第 5 条 当規定の対象以外において、必要と認められるものについてはその都度会長、副会長で協議し、後日運営委員会に報告する。

東俣野小学校 PTA 個人情報取扱規則

第1条 目的

本規則は、東俣野小学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いを定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第3条 責務

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、PTA 会長とする。

第5条 守秘義務

個人情報の管理者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ不当な目的に使用してはならない。
その職を退いた後も同様とする。

第6条 個人情報の収集

個人情報を収集するときはあらかじめその利用目的を決め、明示する。

第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために緊急を要する場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第8条 個人情報の管理

- (1) 個人情報は個人情報保護管理者が適切に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- (2) 個人情報保護管理者は、情報を取り扱う情報端末についてセキュリティソフトを導入し適切な状態を保つなど適切に管理する。

第9条 雜則

本規則の改定が必要な際には、PTA 運営委員内において協議し PTA 会長の承認をもって改定できるものとする。

付則

本規則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

東俣野小学校 PTA 情報セキュリティーポリシーガイドライン

＜東俣野小学校 PTA 情報セキュリティーポリシーガイドラインの位置づけ＞

東俣野小学校 PTA 情報セキュリティーポリシーガイドライン(以下、本ガイドライン)とは、PTA 活動における情報の管理・運用について、安全かつ適正に行うために定めたものである。PTA 運営委員は本ガイドラインに基づき、情報管理を行うものとする。

＜情報の定義＞

本ガイドラインにおける「情報」とは、PTA 活動で使用する情報のうち、電子媒体での情報を対象とする。個人情報の取り扱いについては別に定めがある。

＜情報の管理・運用組織＞

情報の管理・運用は PTA 運営委員がするものとし、責任者は PTA 会長とする。

＜情報の保存・管理＞

(1) 情報の保存・管理の方法

- ・情報の保存・管理は、Google アカウントで行うものとする。
- ・Google アカウントの権限は、PTA 会長が有するものとする。

(2) 運用のセキュリティ

- ・PTA 会長は、年度初めに Google アカウントのパスワードをリセットする。
- ・PTA 運営委員は、ドライブ内の必要なフォルダを閲覧することができる。なお、共有については Google アカウントの権限保持者が共有先を指定する。
- ・作業が終わり次第、取得情報を削除し、情報の漏えい対策に努めることとする。

＜外部への情報発信＞

情報発信の目的

PTA 活動に関する理解を深めると共に、児童へのサポートや PTA 会員の役に立つ内容を発信する。

また、会員からの意見等の収集の場としても活用できるものとする。

管理方法

東俣野小学校副校長を通じ、東俣野小学校連絡網メール登録者へ発信する。

安全性の確保

- (1) 掲載する情報に関しては、児童および関係者の個人情報、プライバシーの保護に十分配慮し、画像を掲載する場合は個人が特定できないような画像を選定する。
- (2) 問い合わせ先を明記し、隨時質問を受け付けられる体制を維持する。

＜PTA 情報セキュリティーポリシーガイドラインの改定＞

本ガイドラインの改定が必要な際には、PTA 運営委員内において協議し、PTA 会長の承認をもって改定できるものとする。